

福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

香椎副都心(千早)地区 都市景観形成地区



はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「香椎副都心（千早）地区」は、緑にあふれ、人が賑わい、暮らしを楽しむまち「香椎副都心」の形成を図ることを目的として、平成17年4月に都市景観形成地区の指定をしています。



(名島千早線)

目 次

1	区域.....	1
2	届出対象行為.....	2
3	景観形成方針.....	2
4	行為の制限	3

* 福岡市における景観形成誘導の考え方 *



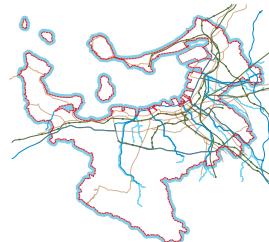
市全域の景観形成方針



ゾーンごとの景観形成方針



都市景観形成地区における
景観形成方針



魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。



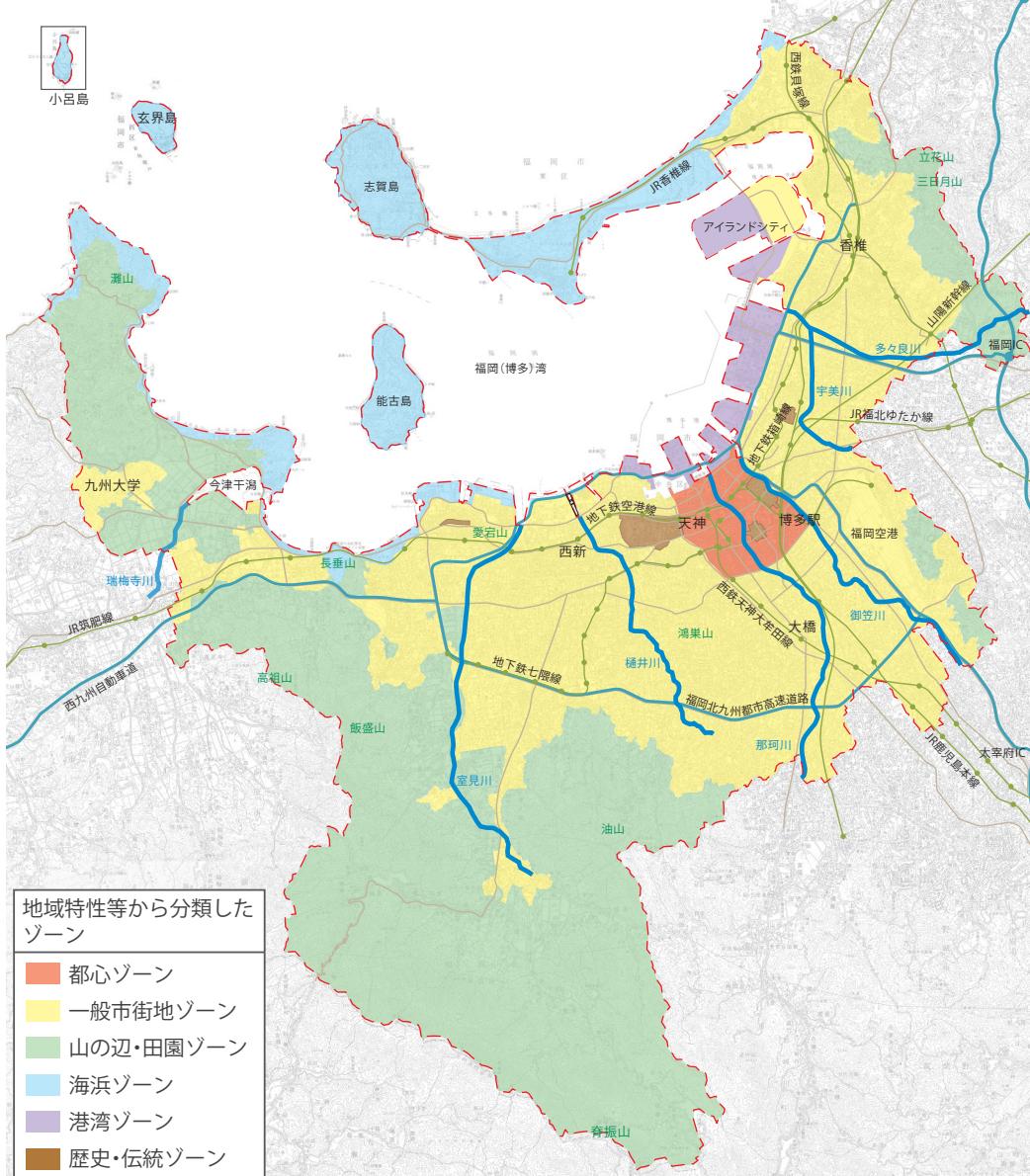
地区的個性や特性に応じた景観形成を目指します。

① 市全域における景観形成の誘導

② 都市景観形成地区における景観形成の誘導

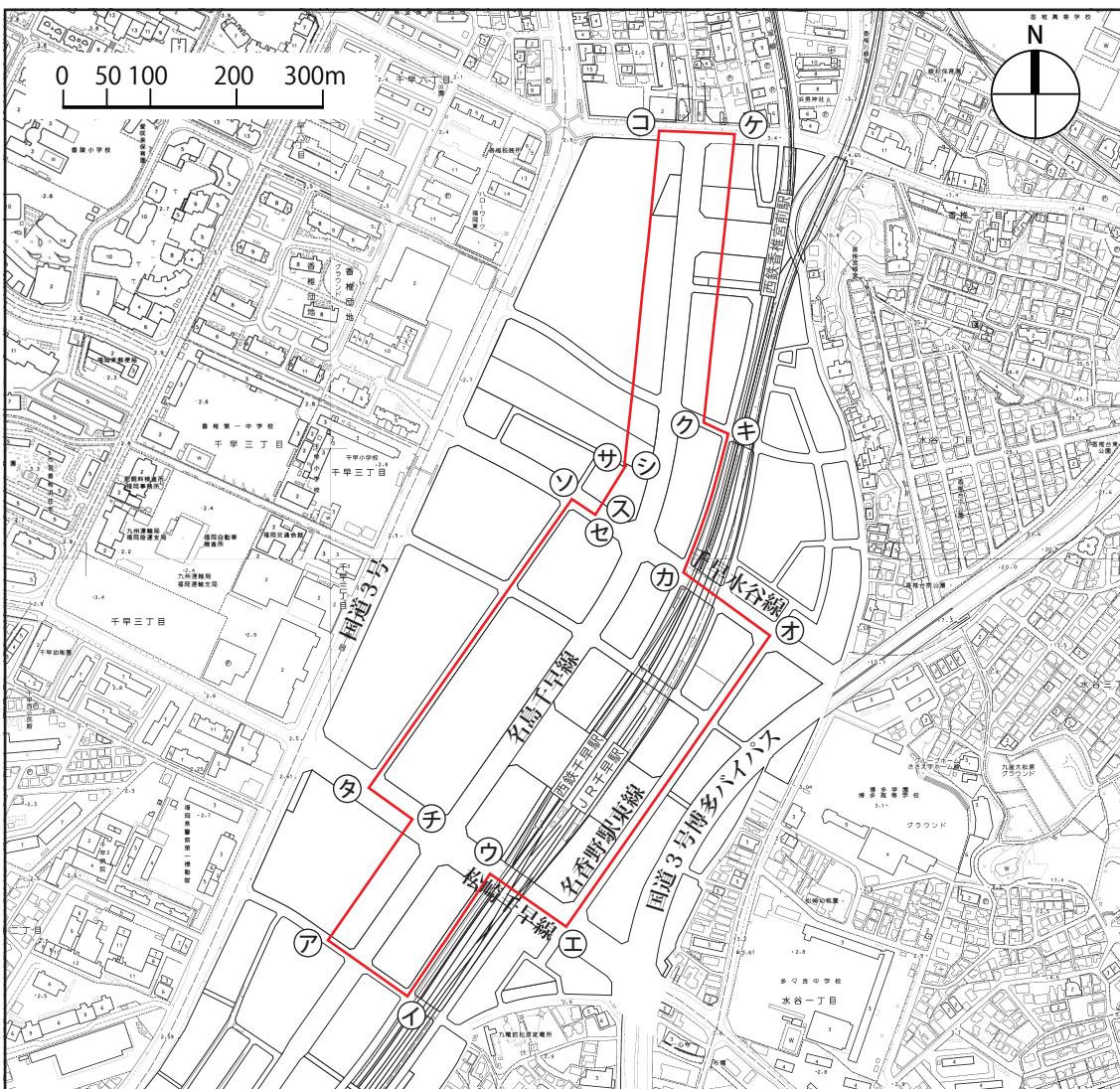
市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。
なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

* 地域特性等から分類したゾーン区分 *



1 区域

香椎副都心（千早）地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



凡 例	境界説明表
都市景観形成地区区域	⑦-①、①-⑦、⑦-⑤、⑤-①、 ①-④、④-③、③-⑦、⑦-⑧、 ⑧-⑨、⑨-⑩、⑩-⑪、⑪-⑫、 ⑫-⑬、⑬-⑭、⑭-⑮ 道路中心
	⑨-⑩、⑩-⑪、⑪-⑫
	⑪-⑫
	⑫-⑬
	⑬-⑭

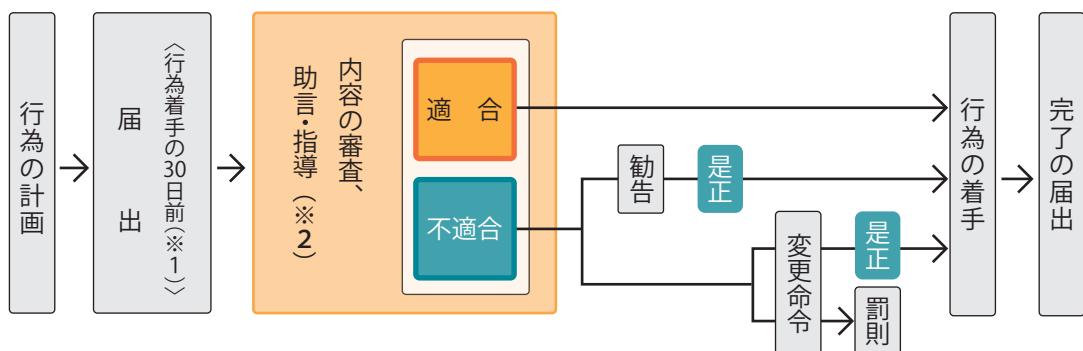
2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

- ※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。
- ※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第17条による特定届出対象とします。
- ※ 工作物は次に掲げるものとします。
 - (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
 - (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
 - (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - (4) 記念塔その他これらに類するもの
 - (5) 電波塔その他これらに類するもの
 - (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
 - (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
 - (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
 - (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
 - (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
 - (12) ごみ置場その他これに類するもの
 - (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）*



※1原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

3 景観形成方針



緑にあふれ、人が賑わい、暮らし楽しむまち「香椎副都心」の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を以下のとおり定めます。

- 公園や広場が隣接し、花や緑に四季を感じるまち
- 人にやさしく安全で快適に歩けるまち
- 多様な表情・活気にあふれたまち
- 通りのまとまりが感じられるまち

4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

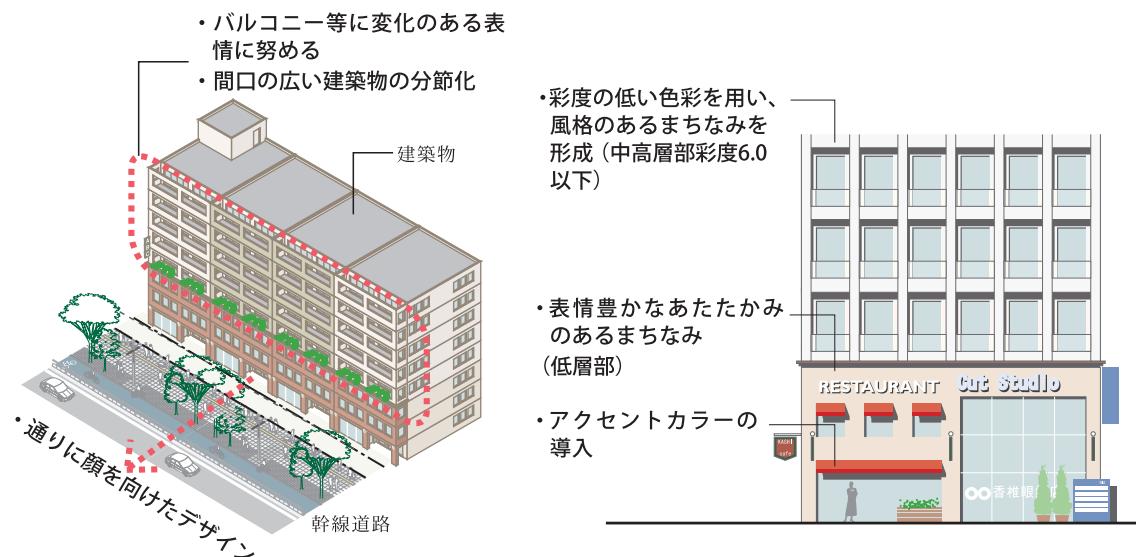
①建築物等

行為の制限		
	用途	1. 建築物の1階及び2階部分の用途は、可能な限り店舗、サービス施設、ショールーム等活気と賑わいのある用途とする。
建築物	形態・意匠	<ol style="list-style-type: none">1. 壁面のデザインについては、開口部やバルコニー等に工夫を凝らし、変化のある表情となるように努める。2. 間口の広い建築物は、分節化するなど単調な表情とならないようにデザインに配慮する。3. 幹線道路（※注）に面する部分には建物入口やショーウィンドウ等を設け、通りに顔を向けた建築デザイン等に配慮する。4. 外部から各戸の洗濯物、空調室外機等が見えにくいよう、バルコニーの形態や物干し金物、室外機等の設置位置に配慮する。5. 屋外階段は、建築物と一体化したデザインとするなどの工夫に努める。6. 街区の角に立地する建築物については、特にデザインに配慮するとともに、前面の歩道と一体となった街角広場の形成等に努める。
	色彩	<ol style="list-style-type: none">1. 低層部（3階以下の階）の外壁は、個性ある色彩とするほか、日除けテント、バナー、庇等にアクセントカラーを用いるなど、通りの賑わいづくりに配慮する。2. 中高層部の外壁の色彩は、彩度6.0以下とし、副都心としての風格のあるまちなみづくりに配慮する。
	付属施設	<ol style="list-style-type: none">1. 建物の居住者及び就業者用の駐輪場は、原則として幹線道路（※注）沿いには設けないこととする。2. 来客者用の駐輪場は、原則として幹線道路（※注）から分かり易い位置に設置する。

付属施設	駐輪場	3. 駐輪場の計画にあたっては、修景緑化などデザインの工夫に努める。
	ごみ置場	1. ごみ置場は、外部から直接ごみ袋などが見えないよう、位置や囲いの形態に配慮する。
付属設備	受水槽、空調設備、電気機械設備等	1. 受水槽や空調設備等の屋外設備や機器類は、外部から見えにくいうよう建築物との一体的なデザインに配慮するほか、修景緑化等デザインの工夫に努める。
	電線など	1. 敷地内の電線、電話線等は、原則として地下埋設とする。
付属設備	屋外照明	1. 夕暮れ時から夜間にかけてのまちの賑わいづくりに配慮した照明計画に努める。 2. 照明機器の選定にあたっては、温かみあるいは冷たさなどの色温度や明るさ等に配慮し、賑わいのある夜間景観の演出に努める。 3. 街区の角に立地する建物については、建物や樹木のライトアップを行うなど、夜間景観の演出に努める。

※幹線道路とは、福岡都市計画道路名島千早線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路名香野駅東線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路松崎千早線及び福岡都市計画道路千早水谷線の4路線をいいます。

■ 建築物の工夫例

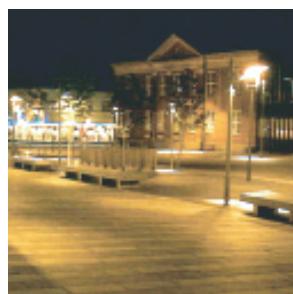


■ ごみ置場の工夫例



・外部からごみ袋などが直接見えない位置や囲いの形態

■ 夜間照明（灯りのデザイン）の工夫例



・温かみのある灯り



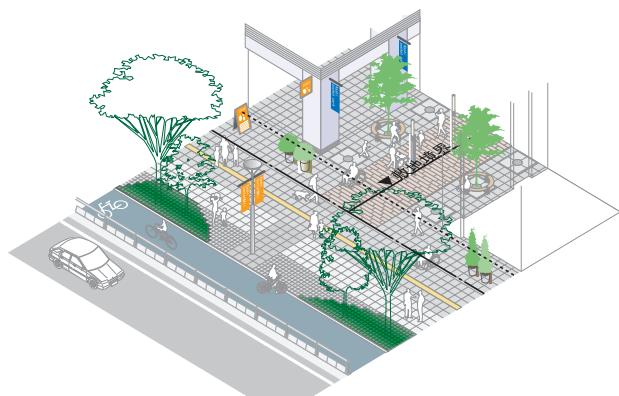
・沿道からもれる灯り

②屋外空間

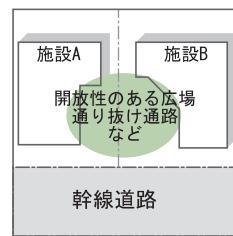
行為の制限	
敷地内広場	<ol style="list-style-type: none"> 地区計画で指定されている壁面後退部分以外にも、幹線道路（※注）沿いに開放性のある広場等の確保に努め、植栽や修景施設を設置するなど、通りの賑わいづくりに配慮する。 隣地との協力により、通り抜け可能な通路や、まとまったスペースを持つ開放性のある広場の確保等に努める。
敷地境界空間	<ol style="list-style-type: none"> 地区計画で指定されている壁面後退部分は、可能な限り歩道との段差を設けないよう配慮し、歩道と一体性のある公開的な空地や開放性のある植栽帯などとする。 壁面後退部分の仕上げ材は、歩道の舗装材との調和のほか、平坦で滑りにくく、水はけのよい材料を使用するなど、歩行者の歩きやすさにも十分配慮したものを選定する。 雨水ます、污水ます、その他設備の点検口等や、側溝等を壁面後退部分に設ける場合、壁面後退部分の床仕上げと同等の化粧蓋等にするなど景観に配慮する。
緑化	<ol style="list-style-type: none"> 敷地内については、可能な限り緑化に努め、屋上・壁面緑化などによる多様な緑の演出に努める。特に公共施設については、緑豊かで地域の個性づくりにつながる空間形成に努める。 植栽については、季節感を感じられるとともに、通りの賑わいが創出できるような樹種の選定、配置に努める。 間口の広い敷地では、連続的に植栽帯や樹木を配置し、混植などにより沿道景観の変化を創るなど、通りの賑わいづくりに配慮する。 フロワーポットやハンギングバスケット等を用い、通りの演出に努める。
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 立体駐車場を設ける場合は、本体の建築物との調和などデザインに配慮する。 オープン形式の駐車場は、原則として幹線道路沿いには設けないこととする。やむを得ず設ける際は、路面仕上げの工夫や緑化等の修景に努める。 車両の乗り入れは、原則として、幹線道路以外の道路からとする。ただし敷地が幹線道路とのみ接する場合などにおいてはこの限りではない。 やむを得ず幹線道路沿いに乗り入れ口を設ける場合は、各敷地1カ所を原則とし、かつ、隣地との共同化に努める。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合は、通りの景観に配慮し、設置方法の工夫に努める。

※幹線道路とは、福岡都市計画道路名島千早線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路名香野駅東線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路松崎千早線及び福岡都市計画道路千早水谷線の4路線をいいます。

■ 敷地内広場のイメージ

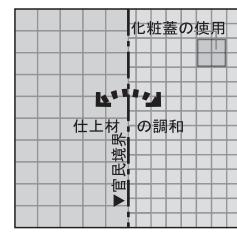
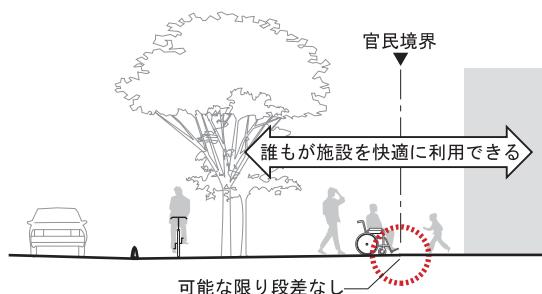


・隣地との協力により設けた通り抜け通路や開放性のある広場のイメージ

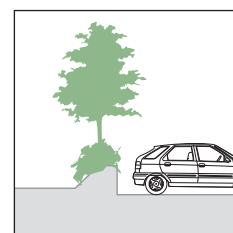
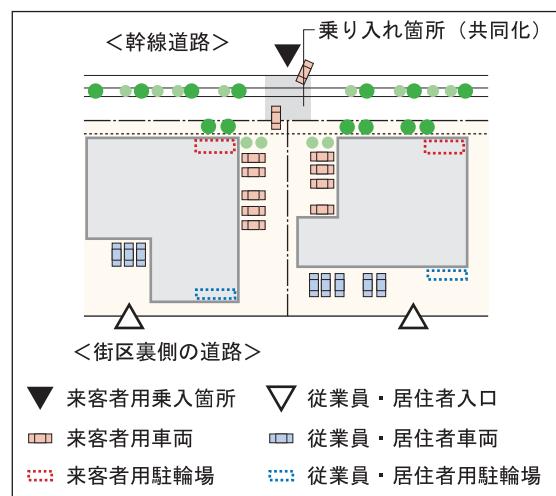


・休憩スペースともなる通り抜け通路

■ 敷地境界空間のイメージ



■ 駐車場の工夫例



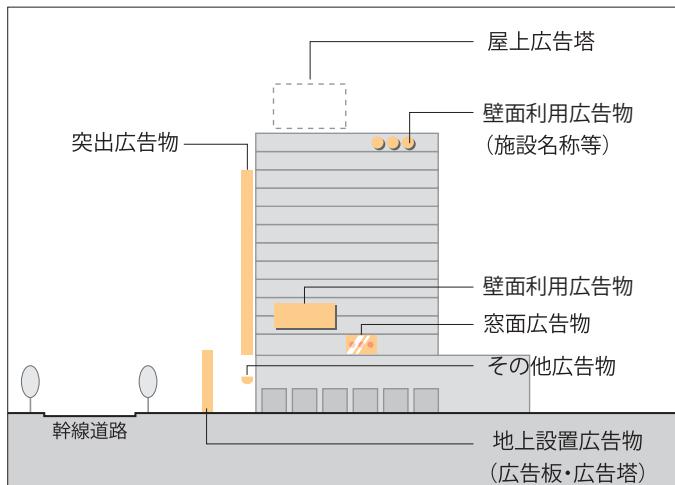
・駐車場の緑化などによる修景

③屋外広告物

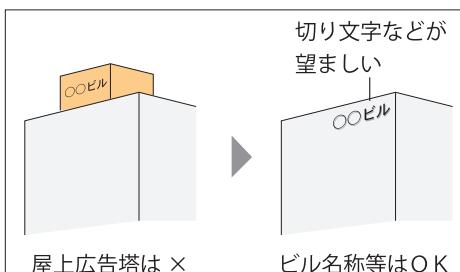
行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 幹線道路（※注）沿道のまとまりのあるまちなみ形成と賑わいづくりに配慮する。 広告物は、自家用広告物に限る。 発光可変表示式広告物は原則として設置してはならない。 表示面積は、懸垂幕その他の壁面利用広告物及び突出広告物の合計が壁面1面につき250m²以内とし、かつ、壁面面積の1／10以下とする。 各店舗の看板類などについては、店舗のイメージに合わせるなど、そのデザイン、素材、色彩等を十分検討し、通りの賑わいづくりに配慮する。
屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 設置してはならない。
壁面利用広告物	<ol style="list-style-type: none"> 壁面利用広告物は、4階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、建物と一体的にデザインされた施設名称その他これに類するものに限ることとする。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 高さ3.0メートルを超える地上設置広告物については、幅を1.0メートル以下とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 突出広告物は、道路へは突出してはならない。 取付位置は突出広告物の下端が地上から2.5メートル以上とする。
窓面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 窓面広告物は、4階以上の階へは設置してはならない。 3階以下の階の窓面に広告物を設置する場合は、当該窓面積の1／2以下とし、窓面全体を広告物により覆ってはならない。
その他の広告物	<ol style="list-style-type: none"> 日除けテント、バナーフラッグ等を設置する場合は、デザインや色彩に配慮し、アクセントカラーとして彩度の高い色彩を用いるなど、通りの賑わいづくりに配慮する。

※幹線道路とは、福岡都市計画道路名島千早線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路名香野駅東線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路松崎千早線及び福岡都市計画道路千早水谷線の4路線をいいます。

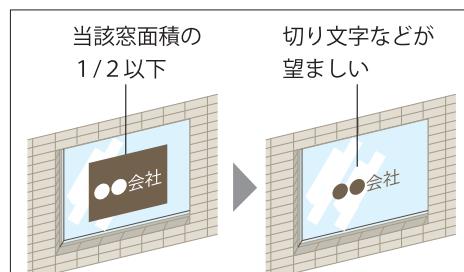
■ 広告物掲出基準概要図



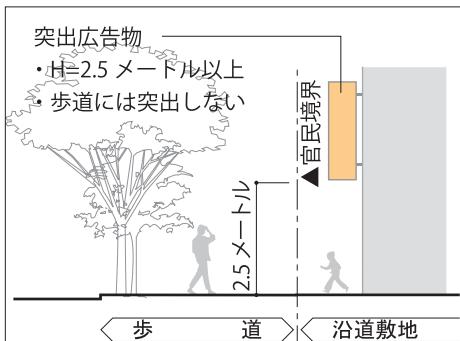
・用語の定義



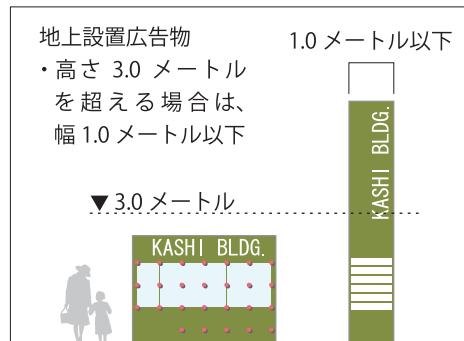
・屋上、高層階への屋外広告物設置について



・窓面広告物について



・突出広告物について



・地上設置広告物について

■ 広告物の工夫例

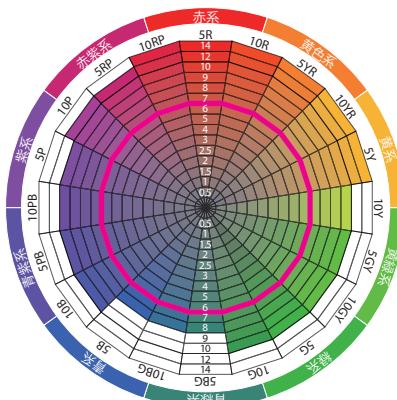
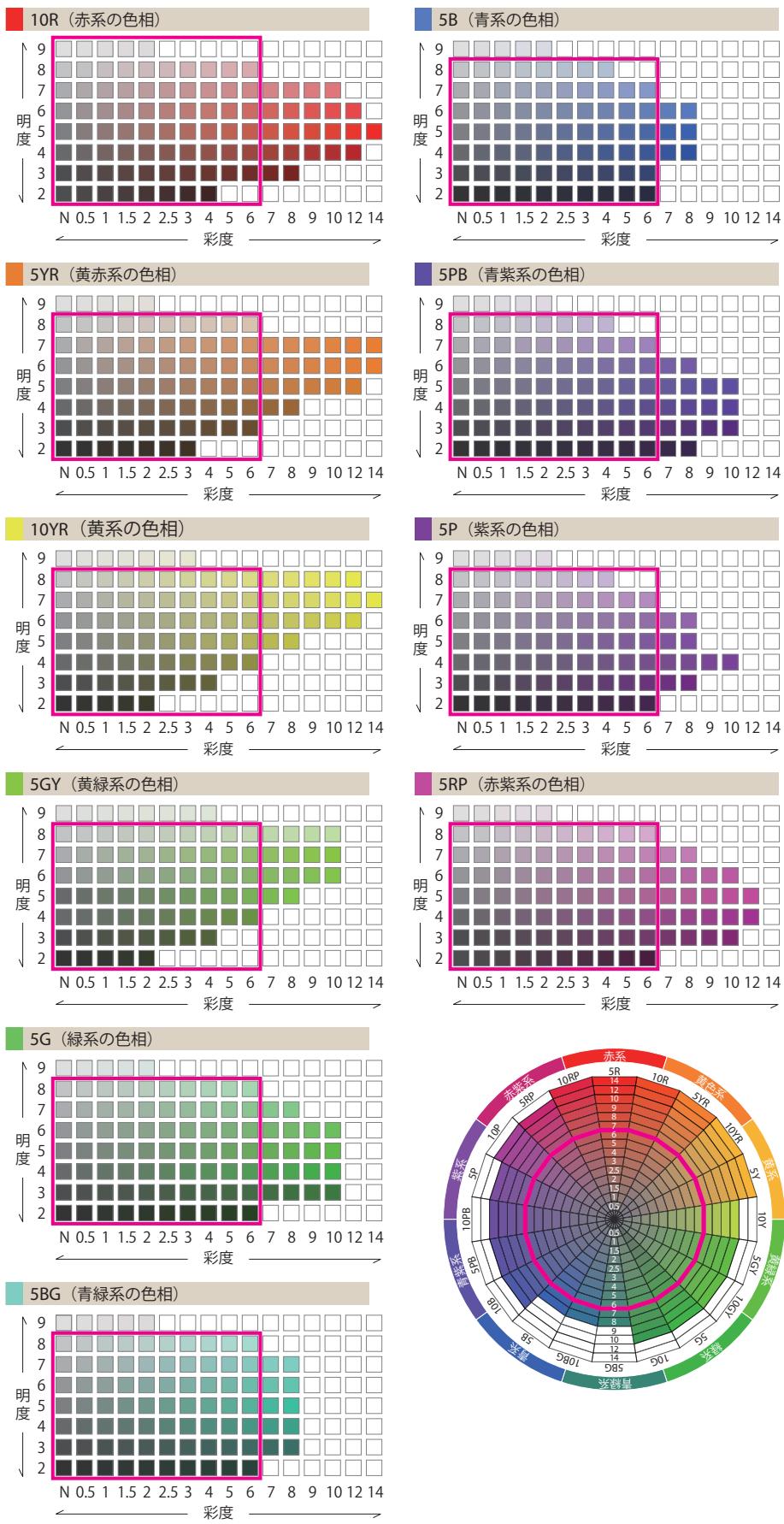


・店のテーマにあつた
デザインがなされた個
店の吊り看板



・広告物を低層階のみ
としている事例

建築物の外壁に使用できる色彩の範囲

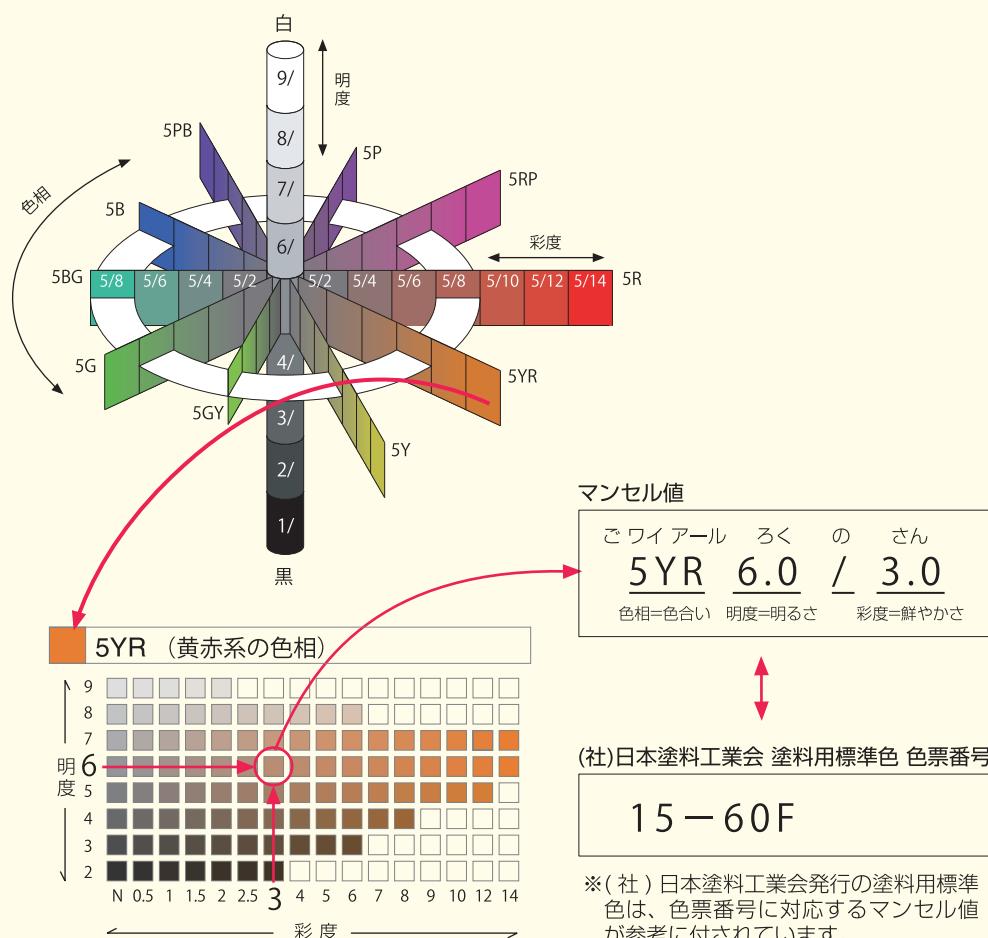


■ 建築物

*この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。

マンセル表色系 を用いた定量的な 色彩基準の設定

- 色相は、いろいを表すもので、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ表記します。
- 明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。
- マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0のように表記します。



MEMO

MEMO

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4395 FAX : 092-733-5590

E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp